

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第5号の次に次のように加える。

5の 2	出生サポート	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---------	--------	---------------------------------------	---

第14条第2項中「前項の表第3号の2」の次に「、第5号の2」を加える。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別休暇の特例）

第7条 第14条第1項の表第4号の結婚の日が平成31年2月8日から令和4年1月7日までの間にある職員（同月1日前に当該結婚の日に係る同号の休暇を使用した職員を除く。）に係る同号の規定の適用については、同号中「結婚の日の7日前の日から当該結婚の日以後1月を経過する日（その日までにこの号の休暇を使用することが困難な場合にあっては、1年を経過する日）」とあるのは、「令和4年1月1日から市長が定め

る日以後1年を経過する日」とし、当該結婚の日が同月8日から市長が定める日までの間にある職員に係る同号の規定の適用については、同号中「当該結婚の日以後1月を経過する日（その日までにこの号の休暇を使用することが困難な場合にあつては、1年を経過する日）」とあるのは、「市長が定める日以後1年を経過する日」とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。